

## 地域の守り手育成方式（試行）の分析・評価について

令和 4 年 9 月 福島県入札監理課

## 1 趣旨

令和 4 年 6 月の第 85 回入札制度等監視委員会において、地域の守り手育成方式に関する令和 2～3 年度入札結果の検証項目をまとめました。

それらの検証項目について、条件付一般競争入札との比較による分析とアンケートを踏まえた評価を行いましたので報告します。

この結果をもとに地域の守り手育成方式がより良い制度となるよう課題を整理し、対応案を検討します。

## 2 検証項目毎の分析・評価

検証項目	要素	視点など
1. 認定企業数	・ 認定状況	管内・工種毎に認定企業が確保されているか
<p>【分析（85 回委員会説明済み）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発注種別によっては認定企業数が必要な内申数に満たないため、地域の守り手育成方式を運用できない管内がある。 （建築工事：2 管内、電気設備工事：5 管内、暖冷房衛生設備工事：5 管内）</li> <li>それらの管内は、有資格業者名簿の登録者数も少なく、認定企業の大幅な増加は期待できない。</li> </ul> <p>【評価（85 回委員会説明済み）】</p> <p>○内申に必要な企業数に満たない管内の対応検討が必要である。</p>		
2. 指名状況	・ 指名回数	指名業者に偏りが生じていないか 【公正性・透明性の視点】
<p>【分析（85 回委員会説明済み）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平均の指名回数は 9.8 回（最大：南会津 56.9 回、最小：県北 3.7 回）。</li> <li>指名されなかった企業は 86 者(17.2%)。</li> </ul> <p>【アンケート結果（資料 4-2 P3～7）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「指名企業数の平均実績が 12.3 者になっていること」について、「妥当」との回答が最も多く、一般土木及び舗装工事認定企業（以下「一般土木等」という。）で 57.3%、建築、電気設備及び暖冷房衛生設備工事認定企業（以下「建築・設備等」という。）で 43.7%である。</li> <li>「指名企業数を 9 者以上としていること」について、「妥当」との回答が最も多く、一般土木等で 60.6%、建築・設備等で 50.0%である。</li> </ul>		

- 「選考基準の地理的要件」について、一般土木等で「同一建設事務所管内」との回答が最も多く 54.3%、次いで「土木事務所管内にとどめるべき」が 37.2%、建築・設備等で「同一建設事務所管内」との回答が最も多く 68.8%、次いで「土木事務所管内にとどめるべき」が 15.2%である。
- 「選考基準の技術的適正」（複数回答可）について、「有資格者の総合点」との回答した企業が全体の 75.0%、次いで「同種・類似工事の実績」と回答した企業が全体の 45.0%、「工事箇所周辺の維持補修実績」と回答した企業が全体の 32.0%となっている。

【評価】

- 指名企業数は、現行制度である 9 者以上が妥当との回答が半数以上を占めているが、内申に必要な企業数が確保されず地域の守り手育成型方式が運用できない管内があるため、それら管内の対応検討が必要である。
- 選考基準の地理的要件は、「同一建設事務所管内」との回答が半数以上を占めているが、「土木事務所管内にとどめるべき」について、一般土木等と建築・設備等で差が生じている。発注種別等に応じた地理的要件の範囲設定を検討する必要がある。
- 選考基準の技術的適正は、「有資格者名簿の総合点による評価」の回答割合が最も多いが、「同種・類似工事の実績」や「維持補修業務の実績」等の選考基準の意見も出されている。技術的適正の考え方について検討する必要がある。

3. 固定化解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 契約状況</li> <li>• 受注回数</li> </ul>	受注業者に偏りは生じていないか
----------	--	-----------------

【分析（資料 4-1 P3 表 6）】

- 3 回以上受注した企業の割合について、条件付一般競争入札 29.3%に対し、地域の守り手育成型方式 21.9%で 7.4 ポイント低い。
- 地域の守り手育成型方式について、5 回以上受注した事例は南会津(9 者)、県南(2 者)、会津若松(1 者)（85 回委員会資料）、南会津は入札回数に対し企業数が限られていることが考えられる。
- また、地域の守り手育成型方式で受注した企業(173 者)のうち、R2～3 年度に県発注工事の受注実績のない企業は 19 者(11.0%)である。

【アンケート結果（資料 4-2 P8）】

- 「地域の守り手育成型方式が固定化の解消につながっていると思うか」について、  
「解消されている又はどちらかといえば解消されている」との回答が 40.4%。  
「解消されていない又はどちらかといえば解消されていない」との回答が 19.7%。

【評価】

- 受注回数について、条件付一般競争入札と比較して 3 回以上受注した企業数の割合が低く、また、アンケートにおいても「解消されている等」の回答が「解消されていない等」の回答の約 2 倍となっている。地域の守り手育成型方式は条件付一般競争入札に対し、固定化の解消に寄与していると考えられる。

<b>4. 競争性の確保</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 落札率</li> <li>・ 応札した業者の割合</li> <li>・ 入札参加者数</li> <li>・ 入札辞退理由の把握</li> </ul>	入札参加者数による適正な競争は確保できているか
<p>【分析（資料 4-1 P2 表 4）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 落札率の平均について、条件付一般競争入札 94.8%に対して、地域の守り手育成方式 95.8%で同程度である。</li> </ul> <p>【分析（資料 4-1 P3 表 5）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札参加者数の平均について、条件付一般競争入札 3.0 者に対して、地域の守り手育成方式が 7.4 者で 4.4 者多い。</li> <li>・ 入札参加者数について、条件付一般競争入札は、入札参加者数が 1 者の工事が最も多く 40.6%、次いで 3～5 者で 26.3%である。 地域の守り手育成方式は、入札参加者数が 9 者以上の工事が最も多く 43.4%、次いで 3～5 者で 35.8%である。</li> </ul> <p>【評価】</p> <p>○地域の守り手育成方式は条件付一般競争入札と比較して、入札参加者数が多くなっており競争性は確保されていると考えられる。</p>		
<b>5. 品質の確保</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受注者の格付等級</li> <li>・ 工事成績評定</li> </ul>	工事成績評定点の確認、比較
<p>【分析（資料 4-1 P2 表 2）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受注者の格付等級について、 条件付一般競争入札は、Aランク企業が 79.0%、Bランク企業が 14.1%、Cランク企業が 4.9%、Dランク企業が 2.0%の工事を受注している。 地域の守り手育成方式は、Aランク企業が 80.6%、Bランク企業が 12.6%、Cランク企業が 5.7%、Dランク企業が 1.1%の工事を受注している。</li> </ul> <p>【分析（資料 4-1 P3 表 7）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事成績評定について、地域の守り手育成方式、条件付一般競争入札ともに平均点 81.7 点である。</li> <li>・ 80 点以上の割合を比較すると、条件付一般競争入札 75.1%に対して、地域の守り手育成方式 77.1%で同程度である。（P4 表 1 工事成績表定表）</li> </ul> <p>【評価】</p> <p>○工事成績評定について、条件付一般競争入札と同程度であり、品質確保は図られていると考えられる。</p> <p>○県工事の実績が少ない企業については、仕様書等の理解に乏しく実施にあたって発注者が苦慮した事例があるとの報告があるが、「地域の守り手を育成する」との視点においては地元企業の技術力につながると考える。</p>		

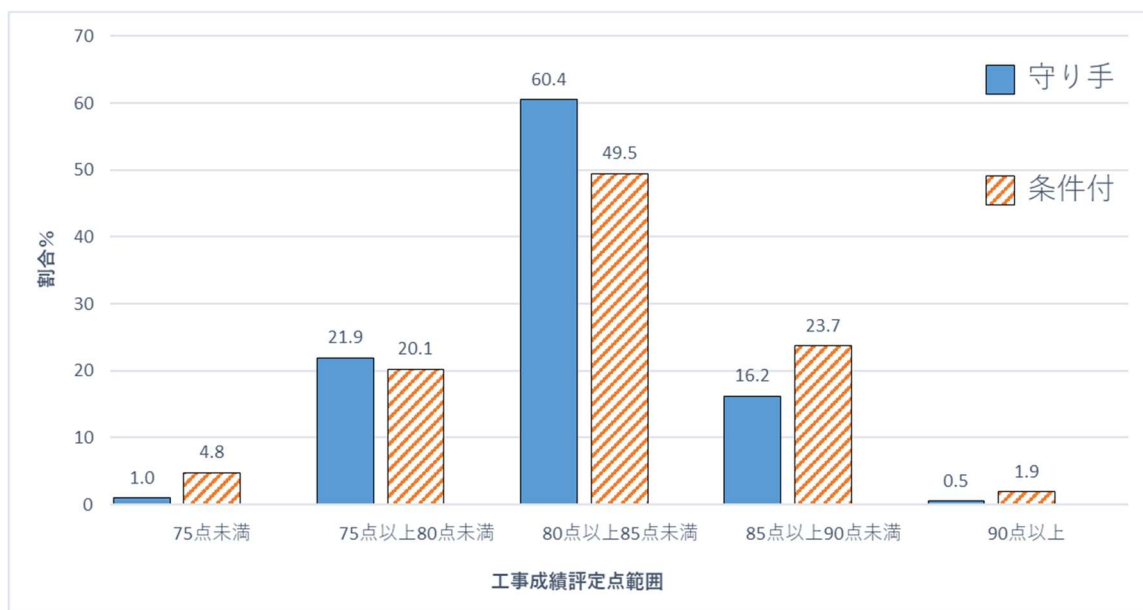


表 1 工事成績評定表

<p><b>6. 担い手企業の育成</b></p>	<p>・担い手企業の受注状況</p>	<p>担い手企業は育成されているか</p>
<p>【分析（資料 4-1 P2 表 3）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事箇所と同じ市町村に所在する企業が受注した割合について、条件付一般競争入札 65.2%に対し、地域の守り手育成型方式 78.7%であり 13.5%ポイント高い。</li> </ul> <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の守り手育成型方式の方が、地域の守り手となり得る地元企業の受注割合が多い。</li> <li>○県工事の実績が少ない企業については、仕様書等の理解に乏しく実施にあたって発注者が苦慮した事例があるとの報告があるが、「地域の守り手を育成する」との視点においては地元企業の技術力につながると考える。</li> </ul> <p>（5. 品質の確保 【評価】再掲）</p>		
<p><b>その他</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不調率</li> <li>・事務縮減</li> </ul>	
<p>（1）不調率について</p> <p>【分析（資料 4-1 P1 表 1 下段(入札不調について)）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不調率について、条件付一般競争入札 17.0%に対し、地域の守り手育成型方式 8.3%であり 8.7ポイント低い。</li> <li>・また、地域の守り手育成型方式の不調率は、令和 3 年度 3.2%と大きく改善している。</li> </ul> <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の守り手育成型方式は、条件付一般競争入札と比較して不調率が少なく、工事の計画的かつ円滑な執行に寄与すると考えられる。</li> </ul>		

## (2) 事務縮減

### 【アンケート結果（資料 4-2 P8）】

・「地域の守り手育成型方式は入札手続きの事務縮減が図られていると思うか」について、

「縮減されている又はどちらかといえば縮減されている」との回答が 64.3%。

「縮減されていない又はどちらかといえば縮減されていない」との回答が 7.8%。

### 【評価】

・地域の守り手育成型方式は応札者の入札事務の縮減に有効と考えられる。

## 3 課題の抽出と方向性

(1) 指名企業数について、内申に必要な企業数に満たない管内の対応検討が必要である。

(2) 指名選考基準の地理的要件について、県内一律での考えではなく、発注種別やその他の要因を考慮して設定する必要がある。

(3) 指名選考基準の技術的適正について、発注種別やその他の要因を考慮して新たな評価基準を加える等の検討が必要である。